

## 富田林市要綱第33号

### 富田林市立地適正化計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく富田林市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するため、富田林市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、市長に意見具申を行うものとする。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、立地適正化計画に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から立地適正化計画を策定する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画担当課において行う。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる委員会の招集は、市長が行う。